

伊 勢 市 公 報

第 219 号
平成 26 年 12 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市保育所条例施行規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	8
訓 令	
○ 伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令	12
告 示	
○ 道路の区域変更について	14
○ 道路の供用開始について	15
○ 農業委員会総会の招集について	16
選挙管理委員会告示	
○ 衆議院議員総選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	17
・ 解職請求に必要な選挙権を有する者の数について	34
○ 伊勢市農業委員会委員選挙関係	
・ 当選人の住所及び氏名について	35
○ 衆議院議員総選挙関係	
・ 開票管理者及び同職務代理者の選任について	37
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	38
・ 期日前投票所の設置について	39
・ 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について	40
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	41
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	43
○ 衆議院議員総選挙関係	
・ 最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時について	46
・ 最高裁判所裁判官国民審査における氏名等の掲示について	47
・ 最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票用紙等の交付場所について	48
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	49
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	50
公 告	
○ パブリックコメントの実施について	51
○ 農用地利用集積計画について	54
○ 公示送達	55
○ パブリックコメントの実施について	56
○ パブリックコメントの実施について	59
○ パブリックコメントの実施について	62
○ パブリックコメントの実施について	65
○ 公売公告兼見積価額公告	68

上下水道事業公告

- 公共下水道事業受益者負担金の平成 27 年度賦課対象区域について 70

公 表

- 平成 26 年度定期監査結果の公表について 72

伊勢市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 30 号

伊勢市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 4 中「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に、「第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項」を「第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項」に、「第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項」を「第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項」に、「第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項」を「第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表備考 4 の改正規定中「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改める部分は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 31 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中

<table border="1"> <tr><td>伊勢市出納員</td></tr> <tr><td>領収</td></tr> <tr><td>戸籍住民課長</td></tr> </table>	伊勢市出納員	領収	戸籍住民課長	かい書	長 方 縦 16 横 31	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他戸籍住民課の所管事務に係る諸収入金の収納	戸籍 住民課長	1
伊勢市出納員								
領収								
戸籍住民課長								
<table border="1"> <tr><td>伊勢市出納員</td></tr> <tr><td>領収</td></tr> <tr><td>戸籍住民課長</td></tr> </table>	伊勢市出納員	領収	戸籍住民課長	かい書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他戸籍住民課の所管事務に係る諸収入金の収納	戸籍 住民課長	1
伊勢市出納員								
領収								
戸籍住民課長								
<table border="1"> <tr><td>伊勢市出納員</td></tr> <tr><td>領収</td></tr> <tr><td>何々支所長</td></tr> </table>	伊勢市出納員	領収	何々支所長	かい書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	各支 所長	9
伊勢市出納員								
領収								
何々支所長								

を		か い 書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・住民基 本台帳・印鑑 登録証明・諸 証明手数料そ の他支所の所 管事務に係る 諸収入金の収 納	各支 所長	9
	伊勢市出納員 領 収 何々支所長					

に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 32 号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号の表中

乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	
上肢機能	1 級及びがある場
移動機能	1 級から

2 級（1 上肢のみに運動障害合を除く。）
6 級までの各級

を	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及る場合
		移動機能	1 級か

び 2 級（1 上肢のみに運動障害があを除く。）
ら 6 級までの各級

に改め、同項第 4 号中「(通院医

療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)」を削り、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 32 条の規定による通院医療費の公費負担を受けている者」を「障害者の日常生活及

び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 3 項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けている者」に改め、同条第 2 項中「第 90 条第 1 項」を「第 90 条第 1 項第 1 号」に、「軽自動車届出済証」を「道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 1 項に規定する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 63 条の 2 第 3 項に規定する軽自動車届出済証」に改め、同条第 3 項ただし書中「年の中途」を「年度の中途」に改め、「軽自動車税については」を削る。

別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 2 号に該当する場合の項中「配当所得金」を「配当所得等」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同表条例第 51 条第 1 項第 5 号に該当する場合の項中「第 8 条」を「第 7 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第 14 条の改正規定及び別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 5 号に該当する場合の項の改正規定は公布の日から、同表条例第 51 条第 1 項第 2 号に該当する場合の項の改正規定は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 2 号に該当する場合の項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の

例による。

伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第9号

伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令

伊勢市職員安全衛生委員会規程（平成17年伊勢市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項ただし書を削り、同条第5項中「部会の構成、所管事業場及び事務局の設置場所」を「部会の名称、事務局の設置場所、所管する事業場及び構成」に改める。

別表部会の名称の項中「部会の名称」を「名称」に、「事務局設置場所」を「事務局の設置場所」に改め、同表消防部会の項中「18」を「17」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 113 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	楠部 3 号線	楠部町字高平乙 1011 番地先から 楠部町字堀ノ内 2925 番 1 地先 まで	旧	2.9～3.8	152.4
			新	4.3～5.0	152.4

伊勢市告示第 114 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
楠部 3 号線	楠部町字高平乙 1011 番地先から 楠部町字堀ノ内 2925 番 1 地先まで	平成 26 年 12 月 8 日

伊勢市告示第 115 号

伊勢市農業委員会第 14 回総会を次のとおり招集します。

平成 26 年 12 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 26 年 12 月 18 日（木）午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市立御菌公民館 2 階講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 伊勢市農業委員会会長の互選について
 - 議案第 2 号 伊勢市農業委員会会長職務代理者の互選について
 - 議案第 3 号 伊勢市農業委員会部会委員の互選について
 - 議案第 4 号 伊勢市農業委員会農地部会長及び同職務代理者並びに農業振興部会長及び同職務代理者の選任について
 - 議案第 5 号 三重県農業会議会議員の指名について

伊勢市選挙管理委員会告示第 84 号

平成 26 年 12 月 14 日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場を、別紙
のとおり設置します。

平成 26 年 12 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

衆議院小選挙区選出議員選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区名	所在地	設置場所	摘要
進修	伊勢市宇治館町183-1	宇治館町183-1 西井勝久宅東側駐車場	1
進修	伊勢市宇治浦田1丁目1	宇治浦田1丁目1 神宮祭主職舎前北側	2
進修	伊勢市宇治中之切町39-1	宇治中之切町 神宮会館前国道23号歩道	3
進修	伊勢市宇治浦田1丁目264-7	宇治浦田1丁目 宇治浦田街路広場 赤福五十鈴川店北側道路沿い	4
進修	伊勢市宇治浦田2丁目16-43	宇治浦田2丁目 進修小学校正門横フェンス	5
進修	伊勢市宇治浦田3丁目798-4	宇治浦田3丁目20-19 滝倉団地久保豊宅北側公園	6
進修	伊勢市宇治浦田3丁目21-15	宇治浦田3丁目21-15(県道沿) 清原飯金前ガードレール	7
高麗広	伊勢市宇治今在家町626	宇治今在家町626(高麗広) 山端一敏宅前県道沿	8
高麗広	伊勢市宇治今在家町551	宇治今在家町(高麗広) 市立高麗広公民館入口	9
修道第1	伊勢市桜木町121	桜木町 富樫公園	10
修道第1	伊勢市桜木町76-12	桜木町 市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園横ガードレール	11
修道第1	伊勢市中之町63-3	中之町 市道外宮内宮線中之町交差点東	12
修道第1	伊勢市中之町232-41	中之町232-43 中之町公園	13
修道第1	伊勢市中村町桜が丘8	市営住宅中村町団地西 ガードレール	14
修道第1	伊勢市中村町桜が丘100-50	中村町桜が丘住宅 桜が丘公園南側	15
修道第2	伊勢市楠部町89-1	楠部町38-10河村正次宅向側駐車場	16
修道第2	伊勢市楠部町89-1	楠部町 市営庭球場フェンス	17
修道第2	伊勢市古市町814-6	勢田町814-6 中川六郎宅前ガードレール	18
修道第2	伊勢市勢田町941-157	勢田町941-88 古布幸元宅東隣空地	19
修道第2	伊勢市倭町30-1	倭町(県道鳥羽松阪線沿) 天理教三重教務支庁前	20

投票区名	所在地	設置場所	摘要
明倫第1	伊勢市尾上町204-1	尾上町 小田橋東詰橋詰公園	21
明倫第1	伊勢市岡本1丁目13	岡本1丁目13 岡本公園南向側ガードレール	22
明倫第1	伊勢市岡本3丁目3-3	岡本1丁目3-3 百五銀行伊勢支店前植込み	23
明倫第1	伊勢市岡本3丁目1	市立郷土資料館東側 旧豊宮崎文庫跡東側	24
明倫第1	伊勢市岡本3丁目3	岡本3丁目3-17 三重近鉄タクシー車庫北側	25
明倫第1	伊勢市勢田町698-24	勢田町 八束橋南勢田川沿	26
明倫第2	伊勢市岩渕1丁目3-19	岩渕1丁目3-19 真珠会館前フェンス	27
明倫第2	伊勢市岩渕1丁目7-29	岩渕1丁目7-29 伊勢市役所前	28
明倫第2	伊勢市岩渕1丁目13	岩渕1丁目13 伊勢市観光文化会館前東側	29
明倫第2	伊勢市岩渕2丁目477-11	岩渕公園	30
明倫第2	伊勢市岩渕3丁目3	岩渕3丁目3-30 西村和也宅前(県道沿)	31
明倫第2	伊勢市吹上1丁目11	吹上1丁目11 JR吹上踏切北側歩道	32
明倫第2	伊勢市岩渕2丁目8	岩渕2丁目8 桜橋西詰南側(勢田川沿)	33
有緝第1	伊勢市河崎1丁目2	河崎1丁目2 中寺前公園東側	34
有緝第1	伊勢市河崎1丁目9	河崎1丁目9番24号 伊勢米穀企業組合倉庫前	35
有緝第1	伊勢市河崎1丁目14	河崎1丁目14 鶴辺公園西側	36
有緝第1	伊勢市河崎2丁目2	河崎2丁目10-2 谷口石油店南向側空地	37
有緝第1	伊勢市河崎1丁目4	河崎1丁目4 旭公園北側	38
有緝第1	伊勢市河崎3丁目16	河崎3丁目16 北新橋東詰空地ガードレール	39
有緝第1	伊勢市河崎3丁目3	河崎3丁目3-26 河崎南側公民館前	40

投票区名	所在地	設置場所	摘要
有緝第2	伊勢市船江2丁目3	船江2丁目3 有緝公園南側	41
有緝第2	伊勢市船江1丁目16	船江1丁目16 雇用促進住宅東側フェンス	42
有緝第2	伊勢市船江2丁目12	船江2丁目12 築地公園西側	43
有緝第2	伊勢市船江2丁目25	船江2丁目28 川井 悟宅横 空地	44
有緝第2	伊勢市船江1丁目3	船江1丁目3 船江公園南側	45
有緝第2	伊勢市船江1丁目11	船江1丁目11 社前公園東側	46
有緝第3	伊勢市船江3丁目8	船江3丁目8 的場公園東側	47
有緝第3	伊勢市船江3丁目3	船江3丁目3 県道(八間道路)沿ガードレール	48
有緝第3	伊勢市船江3丁目15	船江3丁目11 新道公園東側	49
有緝第3	伊勢市船江4丁目29	船江4丁目29 さつき公園南側	50
有緝第3	伊勢市船江3丁目16	船江3丁目16-37 牛虎ハイジ-前ガードレール(桧尻川沿)	51
有緝第3	伊勢市船江4丁目7	船江4丁目7 エバーグリーン船江公園南側フェンス沿 い	52
厚生第1	伊勢市一之木1丁目3	一之木1丁目3-6 須原大社前	53
厚生第1	伊勢市一之木2丁目11	一之木2丁目11 中央公園北側	54
厚生第1	伊勢市一之木3丁目19	一之木3丁目12-19 小西酒店北側駐車場	55
厚生第1	伊勢市一之木5丁目13	桧尻川沿い 市道一之木12-1号線敷地	56
厚生第1	伊勢市一之木5丁目5	一之木5丁目5-3 厚生中学校運動場西側フェンス	57
厚生第1	伊勢市一之木5丁目15	さつき園入口付近 岡名清次郎宅前ガードレール(桧尻川沿)	58
厚生第2	伊勢市宮後2丁目2	宮後2丁目2 刃物の中屋東側ガード レール	59
厚生第2	伊勢市宮後2丁目2	宮後2丁目25 山本ビル北側駐車場	60

投票区名	所在地	設置場所	摘要
厚生第2	伊勢市宮後2丁目25	宮後2丁目22-15 白米写真館前ガードレール	61
厚生第2	伊勢市宮後2丁目26-26	宮後2丁目26-26立正佼成会南側水路ガードレール	62
厚生第2	伊勢市宮後2丁目744-3	宮後公園南側フェンス	63
厚生第3	伊勢市宮後1丁目9	一志町1-4 厚生小学校正門右側フェンス	64
厚生第3	伊勢市一志町5-1	一志町5-1 北御門広場前	65
厚生第3	伊勢市八日市場町13	八日市場町13 市立図書館前植込み	66
厚生第3	伊勢市大世古1丁目10	大世古1丁目10 大豊和紙工業(株)前	67
厚生第3	伊勢市大世古4丁目2	大世古4丁目2 大世古公園南側	68
厚生第3	伊勢市曾祢1丁目9	曾祢1丁目9 (株)音羽(元愛知銀行)駐車場西側フェンス	69
厚生第3	伊勢市曾祢2丁目6	曾祢2丁目6 奥新町公園西側	70
早修	伊勢市宮町1丁目15	宮町1丁目15 今社公園北側	71
早修	伊勢市常磐1丁目8	常磐1丁目8 清之井公園西側	72
早修	伊勢市常磐1丁目17	常磐1丁目17 JR山田上り駅前	73
早修	伊勢市常磐3丁目8	常磐3丁目8 市民武道館東側	74
早修	伊勢市浦口1丁目11	浦口1丁目11 出口公園東側	75
早修	伊勢市浦口2丁目13	浦口2丁目13 浦口公園西側	76
早修	伊勢市浦口3丁目1	浦口3丁目1 法住院かさもり稲荷西側フェンス	77
中島第1	伊勢市浦口4丁目26	浦口4丁目26-19 宇田クリニック横空地	78
中島第1	伊勢市二俣1丁目2	二俣1丁目2 中島小学校 南側フェンス	79
中島第1	伊勢市二俣3丁目1	二俣3丁目1-30 福岡明子宅東側	80

投票区名	所在地	設置場所	摘要
中島第1	伊勢市二俣4丁目4	二俣4丁目4 横浜ゴム徳川山社宅東側	81
中島第1	伊勢市辻久留1丁目15	辻久留1丁目15-5 喜久や菓子店横市道沿	82
中島第1	伊勢市辻久留2丁目8	辻久留2丁目 勢田川浄化揚水機場フェンス	83
中島第2	伊勢市中島1丁目3	中島1丁目3 出雲神社東側道沿	84
中島第2	伊勢市中島1丁目15	中島1丁目15(度会橋東詰) 度会橋バス停前向側ガードレール	85
中島第2	伊勢市中島2丁目2	中部電力度会橋変電所 東向側公園西側対面水路添ガードレール	86
中島第2	伊勢市中島2丁目6	中島2丁目 小川公園東側	87
中島第2	伊勢市宮川1丁目6-25	宮川1丁目11 若宮八幡宮南側駐車場	88
中島第2	伊勢市宮川1丁目3	宮川1丁目3-3 西村治雄宅東側空地	89
中島第2	伊勢市宮川2丁目4-45	千巻印刷産業(株)駐車場(市長) 東出忠宅塀(市議)	90
中島第3	伊勢市辻久留3丁目307-4	県道南島線 宮本建設柵筋向い空地	91
中島第3	伊勢市辻久留3丁目4	辻久留3丁目4-37 上田忠生宅西側	92
中島第3	伊勢市二俣町43	二俣町 市道宮川郷1号線ガードレール	93
中島第3	伊勢市辻久留3丁目12	済美学院駐車場	94
中島第3	伊勢市辻久留3丁目17	済美学院運動場金網	95
中島第3	伊勢市辻久留3丁目20	三郷山上り口左空地	96
中島第3	伊勢市辻久留町545-165	辻久留台第3公園	97
神社	伊勢市神社港294	神社港294 神社小学校 北側フェンス	98
神社	伊勢市竹ヶ鼻町100	港中学西側 フェンス	99
神社	伊勢市小木町538	ララパーク前バス停横	100

投票区名	所在地	設置場所	摘要
神社	伊勢市小木町225	小木町公民館前公園	101
神社	伊勢市馬瀬町681	馬瀬町681 林文久宅向側 市道ガードレール	102
神社	伊勢市下野町323-5	下野町公民館前	103
大湊	伊勢市大湊町1118-194	市立大湊小学校西側フェンス	104
大湊	伊勢市大湊町108-3	大湊町明神ポンプ場前ガードレール	105
大湊	伊勢市大湊町783-11	大湊町民会館前広場	106
大湊	伊勢市大湊町656	(株)鈴工前塀	107
大湊	伊勢市大湊町413-2	大湊町413-9 森浩章宅横畑	108
大湊	伊勢市大湊町264-66	大湊町みどり苑大湊町264-66 大西 貢宅前ガードレール	109
浜郷第1	伊勢市神久1丁目1239-1	寝起松公園内西側植込み	110
浜郷第1	伊勢市神田久志本町1436-1	神田久志本町 伊勢市消防本部整備工場前	111
浜郷第1	伊勢市神久2丁目7-15	神久2丁目7-15 日本通運(株)伊勢支店西側フェンス	112
浜郷第1	伊勢市神久3丁目5	久志本神社前	113
浜郷第1	伊勢市神久4丁目8-16	神久4丁目9-3 松山克博宅西側空地	114
浜郷第1	伊勢市神久5丁目6-15	神久5丁目3-20 山本記久博宅前空地	115
浜郷第1	伊勢市神久6丁目5-8	神久6丁目8-25 二軒茶屋餅店西側第二駐車場	116
浜郷第2	伊勢市黒瀬町164-8	浜郷小学校西側フェンス	117
浜郷第2	伊勢市黒瀬町1718-4	黒瀬児童公園南側	118
浜郷第2	伊勢市田尻町131	勢田大橋北詰 磯田工務店前	119
浜郷第2	伊勢市田尻町175-3	牟山中臣神社前	120

投票区名	所在地	設置場所	摘要
浜郷第2	伊勢市通町1435-3	栄通神社前	121
浜郷第3	伊勢市一色町1299-2	一色町1299 鈴木市郎宅向側堤防沿	122
浜郷第3	伊勢市一色町1649	一色町1649 石原修身宅向側	123
浜郷第3	伊勢市一色町1478-9	一色大橋上り口県道沿ガードレール	124
浜郷第3	伊勢市一色町1682	一色町公民館北側フェンス	125
浜郷第3	伊勢市一色町1636	一色神社東側	126
宮本第1	伊勢市藤里町648-2	藤里町648-4 斉田保夫宅 西側柿畑	127
宮本第1	伊勢市藤里町489-1	JA伊勢蓮台寺柿共同選果場前広場	128
宮本第1	伊勢市藤里町146	奥野道宅向側	129
宮本第1	伊勢市旭町396-4	宮本1号線旭橋東側空地	130
宮本第1	伊勢市旭町365-2	旭町麵房柿右衛門道路向い側ガード レール	131
宮本第1	伊勢市旭町53-5	市営住宅旭町団地東側畑	132
宮本第1	伊勢市前山町355-4	宮本地区コミュニティセンター三角地	133
宮本第1	伊勢市藤里町1-170	伊勢市上水道ふじが丘 加圧ポンプ場南側空地	134
宮本第1	伊勢市前山町1381-4	市道宮本2号線 藤原商店作業場 向側空地	135
宮本第2	伊勢市大倉町1553-37	うぐいす台1号公園西側フェンス	136
宮本第2	伊勢市大倉町69-4	大倉町45 岡田長平宅向側柿畑	137
宮本第2	伊勢市佐八町2287	佐八町2287 佐八小学校前フェンス	138
宮本第2	伊勢市佐八町2129-1	佐八町公民館広場	139
宮本第2	伊勢市津村町762-1	市道宮本4号線津村新道 山下修宅東側畑	140

投票区名	所在地	設置場所	摘要
宮本第2	伊勢市津村町485-2	津村町公民館広場	141
豊浜第1	伊勢市西豊浜町5436	丁塚古墳北公園西側	142
豊浜第1	伊勢市西豊浜町1779	西豊浜町1779 豊浜西小学校体育館西側フェンス	143
豊浜第1	伊勢市西豊浜町79-2	野依ふれあい公園入口付近	144
豊浜第1	伊勢市西豊浜町746-1	西豊浜町747-1 藤原長司(徹也)宅南側ブロック塀	145
豊浜第1	伊勢市西豊浜町6052	西豊浜町6053 大薮敏男宅横空地	146
豊浜第1	伊勢市植山町486	植山町486 植山町民会館南側フェンス	147
豊浜第1	伊勢市磯町1033	磯町 磯町資源ごみステーション西側空地	148
豊浜第2	伊勢市東豊浜町3781	東豊浜魚市場西入口付近	149
豊浜第2	伊勢市東豊浜町1161	東豊浜町1159 北川健三宅東向側畑	150
豊浜第2	伊勢市東豊浜町3706	東豊浜町3636 中村 秋代氏所有地	151
豊浜第2	伊勢市東豊浜町299	東豊浜町299 豊浜東小学校 東側フェンス	152
豊浜第2	伊勢市東豊浜町145	西条排水機場付近東側	153
豊浜第2	伊勢市東豊浜町1451	西条公民館西側ブロック塀	154
豊浜第2	伊勢市榎原町594	榎原町594 森下守雄宅前 市道榎原堤線(堤防)沿ガードレール	155
豊浜第2	伊勢市東豊浜町3224	東豊浜町3224 河辺孝明宅西側ブロック塀	156
北浜第1	伊勢市有滝町2310	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	157
北浜第1	伊勢市有滝町2959	旧有滝町バス停広場地蔵尊前	158
北浜第1	伊勢市有滝町2638	有滝町民会館前	159
北浜第1	伊勢市有滝町2693	伊勢湾漁業協同組合 有滝支所 西側空地	160

投票区名	所在地	設置場所	摘要
北浜第1	伊勢市有滝町2103-8	JA伊勢北浜支店有滝西側空地	161
北浜第1	伊勢市有滝町2034	有滝町2034 廣山晶彦宅ブロック塀内側	162
北浜第1	未設置		163
北浜第2	伊勢市村松町4-3	伊勢市役所北浜地区コミュニティセンター西側	164
北浜第2	伊勢市村松町4011-1	村松町民会館前	165
北浜第2	伊勢市村松町448	仲由水産(株)入口西側 県道ガードレール	166
北浜第2	伊勢市村松町447-1	村松町1883-3 サンコーデンキ北浜店南側松林	167
北浜第2	伊勢市村松町3842-30	村松町舟神龍宮南側	168
北浜第2	伊勢市村松町3118	亀池橋村松排水機場東側	169
北浜第2	伊勢市村松町3292	村松町3292 北浜小学校正門西側フェンス	170
北浜第3	伊勢市東大淀町4159	東大淀口バス停西側 県道沿い	171
北浜第3	伊勢市東大淀町351	東大淀町351 東大淀小学校正門西側ブロック塀	172
北浜第3	伊勢市東大淀町187-6	東大淀町187 北村物産(株)工場東側畑	173
北浜第3	伊勢市東大淀町4091-1	村松町4091-1 戸上純夫宅北側	174
北浜第3	伊勢市東大淀町3869-2	JA伊勢北浜支店東大淀給油所向側畑	175
北浜第3	伊勢市柏町623-2	沢村啓治宅東側空地	176
北浜第3	伊勢市柏町762-5	柏団地入口案内板西向側空地	177
北浜第3	伊勢市東大淀町104-1	東大淀町104-1 大忠食品(株)東側空地	178
城田第1	伊勢市上地町1502	上地町公民館前	179
城田第1	伊勢市上地町1561-2	上地町1708-1 中村正己宅東側畑	180

投票区名	所在地	設置場所	摘要
城田第1	伊勢市上地町1581-3	上地町東組公民館西側畑	181
城田第1	伊勢市上地町3865	上地町3865 永井初己宅西側畑	182
城田第1	伊勢市上地町2937	中久保湯田野公民館前	183
城田第1	伊勢市上地町3361	上地町(湯田野)3361 中井忠彦宅東側 畑	184
城田第1	伊勢市上地町2525	上地町2525(六軒屋) 吉澤一雄宅敷地内	185
城田第2	伊勢市粟野町2101	県営住宅粟野団地東側	186
城田第2	伊勢市粟野町1385-1	粟野農業研修センター北側	187
城田第2	伊勢市中須町187	中須町1267 中西正己宅北側空地	188
城田第2	伊勢市中須町40-1	中須町41 中西とも子宅向側空地	189
城田第2	伊勢市中須町1015-4	中須町771 世古口菊夫宅南側空地	190
城田第2	伊勢市川端町62	川端町62 倉井美郎宅西側空地	191
城田第2	伊勢市川端町305-1	川端町312 東建設東側道路沿	192
四郷第1	伊勢市中村町1681-1	中村公園	193
四郷第1	伊勢市中村町843-1	中村町843 田辺太一宅東側畑	194
四郷第1	伊勢市楠部町263-112	五十鈴が丘団地東入口 第一開発(株)現地案内所西側空地	195
四郷第1	伊勢市楠部町510-74	近鉄五十鈴川駅前東側空地	196
四郷第1	伊勢市楠部町31582	緑ヶ丘団地 緑ヶ丘2号公園西側	197
四郷第1	伊勢市楠部町1717-13	楠部町乙580 刀祢邦博宅西側空地	198
四郷第1	伊勢市楠部町1010-2	四郷小学校東側道路残地	199
四郷第1	伊勢市一字田町752	一字田町791 坂口商店前畑	200

投票区名	所在地	設置場所	摘要
四郷第2	伊勢市朝熊町1677-4	朝熊町1911-1 スナック峰子駐車場東詰	201
四郷第2	伊勢市朝熊町1510-4	新朝熊橋東側ガードレール	202
四郷第2	伊勢市朝熊町1066-1	朝熊町1066-1 大西富美子宅西側	203
四郷第2	伊勢市朝熊町1548	近鉄朝熊駅前ガード広場	204
四郷第2	伊勢市朝熊町1069	横橋東側朝熊川沿ガードレール	205
四郷第2	伊勢市朝熊町1677-11	朝熊市民館東側フェンス	206
四郷第2	伊勢市朝熊町2662-5	朝熊町(大久保) 石田建設西側空地	207
四郷第2	伊勢市朝熊町1724	朝熊町2602-51 東工業所西側空地	208
四郷第3	伊勢市鹿海町1301-9	鹿海町703 北島庄八宅 西側畑	209
四郷第3	伊勢市鹿海町991	鹿海町公民館前	210
四郷第3	伊勢市鹿海町3430-83	伊勢・杜の宮内公園南側	211
四郷第3	伊勢市鹿海町171-1	鹿海町171-2 奥野昌美宅東側	212
四郷第3	伊勢市鹿海町741	鹿海町726-1 杉本彰宅東側田	213
沼木第1	伊勢市上野町187-2	上野町324-4(昭和苑入口付近) 巽四郎宅前畑	214
沼木第1	伊勢市上野町347-1	上野町サンパークタウン伊勢南 入口南側山林	215
沼木第1	伊勢市上野町974-5	上野町976-3 岡常生宅西側畑	216
沼木第1	伊勢市上野町876-1	上野町876-1 岡 収一宅前	217
沼木第1	伊勢市上野町1276	上野町1276 岡 元保宅向側ガードレール	218
沼木第1	伊勢市上野町1280	上野町1280 岡 晃宅南側	219
沼木第1	伊勢市上野町2857-1	JA伊勢葬祭センター前	220

投票区名	所在地	設置場所	摘要
沼木第1	伊勢市上野町1215-1	伊勢市役所沼木地区コミュニティセンター前	221
沼木第1	伊勢市上野町3517	上野町 上野第2公園西側	222
沼木第1	伊勢市上野町1613	上野町1613 山上有司宅前空地(三角地)	223
沼木第2	伊勢市円座町1047-3	栄団地バス停前 (栄団地入口付近県道伊勢南島線沿い)	224
沼木第2	伊勢市円座町1570	円座町1570 越賀定一宅横畑	225
沼木第2	伊勢市円座町1266-2	円座町1267 森本保一宅向側ブロック塀	226
沼木第2	伊勢市神菌町1103	光徳寺前	227
沼木第2	伊勢市神菌町1573	神菌町1123 坂本幸弘宅前南側空地	228
沼木第3	伊勢市横輪町169	横輪バス停横輪茶屋横空地	229
沼木第3	伊勢市横輪町420	横輪橋東詰空地	230
沼木第3	伊勢市横輪町760-1	横輪公民館前ガードレール	231
沼木第3	伊勢市横輪町319	横輪町285 桂林寺前空地	232
沼木第4	伊勢市矢持町下村522	みどり保育園正門前向側	233
沼木第4	伊勢市矢持町菖蒲129-4	矢持橋手前左側空地	234
沼木第4	伊勢市矢持町上村301	上村バス停横	235
沼木第4	伊勢市床木272-1	床ノ木三交バス停付近	236
二見第1	伊勢市二見町松下2025	松下区会所前公園フェンス沿	237
二見第1	伊勢市二見町松下553-1	松下所有地前	238
二見第1	伊勢市二見町江589-1	二見プラザ(二見シーパラダイス)前 江信号機付近塀	239
二見第1	伊勢市二見町江696	角谷富美子宅塀	240

投票区名	所在地	設置場所	摘要
二見第1	伊勢市二見町江682-17	宮路元美宅前塀	241
二見第2	伊勢市二見町西185-39	西団地バス停前(田)	242
二見第2	伊勢市二見町西866	西コミュニティセンター	243
二見第2	伊勢市二見町西828	藪木宏之宅前塀	244
二見第2	伊勢市二見町西1068-1	中村興一宅前塀	245
二見第2	伊勢市二見町今一色3	今一色小学校前フェンス	246
二見第2	伊勢市二見町今一色155-6	大西清文宅前塀	247
二見第2	伊勢市二見町今一色874-191	今一色バス停前	248
二見第3	伊勢市二見町茶屋420-1	二見総合支所前	249
二見第3	伊勢市二見町茶屋536-1	角谷俊明宅裏塀	250
二見第3	伊勢市二見町茶屋111-1	二見生涯学習センター花壇	251
二見第3	伊勢市二見町三津415-1	姫子松浜子宅北側畑	252
二見第3	伊勢市二見町三津769	小山田雅 宅前塀	253
二見第3	伊勢市二見町荘378-15	福田悠子宅前塀	254
二見第3	伊勢市二見町荘1287	出口博己宅前塀	255
二見第3	伊勢市二見町荘2068-1	二見浦保育園前フェンス	256
二見第4	伊勢市二見町山田原173	山田原公民館前	257
二見第4	伊勢市二見町光の街1004-4	光の街遊歩道付近	258
二見第4	伊勢市二見町山田原179-2	山田原バス停付近畑	259
二見第4	伊勢市二見町山田原441-2	畑中伸之宅前(市有地)	260

投票区名	所在地	設置場所	摘要
二見第4	伊勢市二見町溝口403	下村意和男宅前塀	261
二見第4	伊勢市二見町溝口229-7	辻和宏宅塀	262
小俣第1	伊勢市小俣町宮前210	松倉公園フェンス	263
小俣第1	伊勢市小俣町宮前787-3	高畑公民館フェンス	264
小俣第1	伊勢市小俣町宮前434-2	宮前公園フェンス	265
小俣第1	伊勢市小俣町本町944	掛橋公園フェンス	266
小俣第1	伊勢市小俣町本町1335-1	南本町公民館フェンス	267
小俣第1	伊勢市小俣町本町220	大西学院横市有地	268
小俣第1	伊勢市小俣町本町1-1	小俣幼稚園横フェンス	269
小俣第2	伊勢市小俣町元町663-2	小俣小学校支所側フェンス	270
小俣第2	伊勢市小俣町元町769	西田裕敏宅横市有地	271
小俣第2	伊勢市小俣町元町492	栄児童公園	272
小俣第2	伊勢市小俣町元町1037-8	元町ふれあい公園内駐輪場前	273
小俣第2	伊勢市小俣町元町202-9	サークルK伊勢小俣店前フェンス	274
小俣第2	伊勢市小俣町元町381	若山児童公園フェンス	275
小俣第2	伊勢市小俣町元町1282-1	下小俣公民館フェンス	276
小俣第3	伊勢市小俣町相合161	小俣浄化センターフェンス	277
小俣第3	伊勢市小俣町相合493-1	新出公民館フェンス	278
小俣第3	伊勢市小俣町相合750	小俣中学校体育館側フェンス	279
小俣第3	伊勢市小俣町本町444	市立ゆりかご園フェンス	280

投票区名	所在地	設置場所	摘要
小俣第3	伊勢市小俣町本町768	上久保公園	281
小俣第3	伊勢市小俣町相合997	森多宅横ガードレール	282
小俣第4	伊勢市小俣町相合888	六軒屋公園前フェンス	283
小俣第4	伊勢市小俣町湯田83	湯田水源地前フェンス	284
小俣第4	伊勢市小俣町湯田514-3	美和ロック(株)伊勢工場フェンス前ごみ集積所フェンス	285
小俣第4	伊勢市小俣町湯田553	湯田公民館前	286
小俣第4	伊勢市小俣町新村19-1	西新村公民館前	287
小俣第4	伊勢市小俣町新村428-3	東新村公園前フェンス	288
小俣第4	伊勢市小俣町明野1758	北岡良治宅前	289
小俣第5	伊勢市小俣町明野1055-4	明野保健福祉会館フェンス	290
小俣第5	伊勢市小俣町明野712	明野水源地前フェンス	291
小俣第5	伊勢市小俣町明野1183	近鉄明野駅前駐車場フェンス	292
小俣第5	伊勢市小俣町明野685-1	南伊勢職業能力開発促進センター	293
小俣第5	伊勢市小俣町明野1481	明野高校農場フェンス	294
小俣第5	伊勢市小俣町明野396	JA伊勢明野出張所横	295
小俣第5	伊勢市小俣町明野418-1	明野北部公園フェンス	296
御蔭第1	伊勢市御蔭町高向1031	新高児童公園	297
御蔭第1	伊勢市御蔭町高向2018	松本薬品伊勢支店	298
御蔭第1	伊勢市御蔭町高向686-1	森真吾様方 (新高地区公民館前)	299
御蔭第2	伊勢市御蔭町高向578	中山 昭様方(農地)	300

投票区名	所在地	設置場所	摘要
御菌第2	伊勢市御菌町高向2589-1	高向公民館	301
御菌第2	伊勢市御菌町高向423	佐々木淳様方	302
御菌第2	伊勢市御菌町高向2156-1	高向西公園	303
御菌第3	伊勢市御菌町長屋2767	ハートプラザみその	304
御菌第3	伊勢市御菌町長屋1221	御菌総合支所	305
御菌第3	伊勢市御菌町長屋1074-9	御菌小学校	306
御菌第3	伊勢市御菌町長屋2100	伊勢みそのショッピングセンター駐車場 (梅田眼鏡裏)	307
御菌第3	伊勢市御菌町王中島594	王中島公民館	308
御菌第3	伊勢市御菌町王中島87	奥野志げ子様方	309
御菌第4	伊勢市御菌町新開777	新開児童公園	310
御菌第4	伊勢市御菌町上条1173-1	B&G海洋センター	311
御菌第4	伊勢市御菌町上条88	上条公民館	312
御菌第4	伊勢市御菌町小林2375	小林児童公園	313

伊勢市選挙管理委員会告示第 85 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 26 年 12 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,154 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,944 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,888 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,662 人

伊勢市選挙管理委員会告示第86号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第1項の規定により、平成26年11月30日執行の伊勢市農業委員会委員選挙の当選人の報告があったので、同条第2項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成26年12月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 伊勢市農業委員会委員選挙当選人
別紙当選人一覧表のとおり

伊勢市農業委員会委員選挙当選人一覧表

第1選挙区（定数8人 当選人8人）

住 所	氏 名
省略	山添 久憲
省略	小西 正史
省略	酌井 良明
省略	竹谷 一己
省略	泉 一嘉
省略	森 義孝
省略	杉浦 勝治
省略	畦地 幸善

第2選挙区（定数7人 当選人7人）

住 所	氏 名
省略	田中 眞一
省略	坂本 武洋
省略	中山 銀藏
省略	森川 正弘
省略	中西 善夫
省略	出口 米雄
省略	久保 芳洋

第3選挙区（定数7人 当選人7人）

住 所	氏 名
省略	中西 重喜
省略	廣垣 逸夫
省略	濱口 節生
省略	北村 安弘
省略	川井 増男
省略	角屋 幸保
省略	荒木 利弘

第4選挙区（定数8人 当選人8人）

住 所	氏 名
省略	田畑 春雄
省略	大西 正義
省略	奥野 隆史
省略	東浦 嘉明
省略	早川 繁一
省略	金子 峰生
省略	中川 英一
省略	大西 英生

伊勢市選挙管理委員会告示第 87 号

平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院議員総選挙における伊勢市開票区開票管理者及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 26 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	西宮 晴一	省略	橋本 清美

伊勢市選挙管理委員会告示第 88 号

平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院議員総選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 平成 26 年 12 月 11 日 (木) 午後 5 時 30 分 |
| 2 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 89 号

平成 26 年 12 月 14 日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、
下記のとおり設置します。

平成 26 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 期日前投票期間 平成 26 年 12 月 3 日（水）から 12 月 13 日（土）まで
毎日午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
- 2 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室

伊勢市選挙管理委員会告示第 90 号

平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法
(昭和 25 年法律第 100 号) 第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される第
48 条の 2 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う
期日前投票所を下記のとおり指定します。

平成 26 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室

伊勢市選挙管理委員会告示第 91 号

平成 26 年 12 月 14 日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

平成 26 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

衆議院議員総選挙期日前投票管理者及び同職務代理者一覧表

期日前投票所 伊勢市役所（本庁）東庁舎4階第3会議室

期日前投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住 所	氏 名	住 所	氏 名	
省略	里中 綾子	省略	南 佳美	平成26年12月3日
省略	橋本 清美	省略	中村 美帆	平成26年12月4日
省略	西村 喜孝	省略	山本 真里子	平成26年12月5日
省略	橋本 清美	省略	中瀬 美香	平成26年12月6日
省略	里中 綾子	省略	日置 純子	平成26年12月7日
省略	西村 喜孝	省略	加藤 美津江	平成26年12月8日
省略	里中 綾子	省略	濱地 直樹	平成26年12月9日
省略	奥野 坦	省略	丸山 美幸	平成26年12月10日
省略	橋本 清美	省略	浦井 由紀恵	平成26年12月11日
省略	辻村 彰夫	省略	廣 俊明	平成26年12月12日
省略	藤川 甲司	省略	東世古 幸久	平成26年12月13日

期日前投票所 二見総合支所

期日前投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住 所	氏 名	住 所	氏 名	
省略	中村 省三	省略	竹株 宏幸	平成26年12月3日
省略	三橋 八重子	省略	中西 弘幸	平成26年12月4日
省略	黒田 晴久	省略	森本 真人	平成26年12月5日
省略	中村 省三	省略	黒瀬 好子	平成26年12月6日
省略	濱口 敏彦	省略	長 佳那	平成26年12月7日
省略	松井 孝彦	省略	森田 晃司	平成26年12月8日
省略	黒田 晴久	省略	玉田 泰弘	平成26年12月9日
省略	中村 省三	省略	中居 一晃	平成26年12月10日
省略	濱口 敏彦	省略	村田 和代	平成26年12月11日
省略	三橋 八重子	省略	竹株 宏幸	平成26年12月12日
省略	松井 孝彦	省略	黒瀬 好子	平成26年12月13日

期日前投票所 小俣公民館

期日前投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住 所	氏 名	住 所	氏 名	
省略	中川 博次	省略	前村 忍	平成26年12月3日
省略	鈴井 克子	省略	西尾 正美	平成26年12月4日
省略	久保 徹	省略	佐波 正子	平成26年12月5日
省略	中川 博次	省略	小川 昇一	平成26年12月6日
省略	鈴井 克子	省略	加藤 秀樹	平成26年12月7日
省略	中川 博次	省略	西村 正和	平成26年12月8日
省略	鈴井 克子	省略	常光 弘康	平成26年12月9日
省略	久保 徹	省略	森口 雄介	平成26年12月10日
省略	鈴井 克子	省略	村井 雅哉	平成26年12月11日
省略	久保 徹	省略	金谷 法子	平成26年12月12日
省略	中川 博次	省略	加藤 秀樹	平成26年12月13日

期日前投票所 御菌公民館

期日前投票管理者		投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住 所	氏 名	住 所	氏 名	
省略	塩井 孝	省略	上之郷 佳代	平成26年12月3日
省略	今井崎 正和	省略	正住 さおり	平成26年12月4日
省略	森田 耕司	省略	山中 強	平成26年12月5日
省略	塩井 孝	省略	東 利樹	平成26年12月6日
省略	森田 耕司	省略	尾本 義則	平成26年12月7日
省略	塩井 孝	省略	杉木 剛	平成26年12月8日
省略	森田 耕司	省略	東 利樹	平成26年12月9日
省略	今井崎 正和	省略	松田 康	平成26年12月10日
省略	塩井 孝	省略	岩崎 成児	平成26年12月11日
省略	今井崎 正和	省略	大西 利浩	平成26年12月12日
省略	今井崎 正和	省略	尾本 義則	平成26年12月13日

伊勢市選挙管理委員会告示第 92 号

平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院議員総選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任します。

平成 26 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

平成26年12月14日執行 衆議院議員総選挙投票管理者及び同職務代理者一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
進 修	省略	杉坂 行茂	省略	米本 武俊
高麗 広	省略	久田 浩之	省略	奥田 隆良
修道第1	省略	村山 彰	省略	近藤 知子
修道第2	省略	須崎 充博	省略	中村 哲也
明倫第1	省略	富山 孝久	省略	岩崎 成児
明倫第2	省略	下村 浩司	省略	奥野 明宏
有緝第1	省略	河原田 充	省略	阿竹 信一
有緝第2	省略	前村 俊和	省略	大西 隆
有緝第3	省略	江原 博喜	省略	阿竹 美幸
厚生第1	省略	北村 勇二	省略	加藤 寿人
厚生第2	省略	成川 誠	省略	世古口 貴行
厚生第3	省略	北岡 茂子	省略	坂口 元美
早 修	省略	中村 稔	省略	増田 研一郎
中島第1	省略	藤原 孝彦	省略	小林 記子
中島第2	省略	中村 高弘	省略	伊藤 元樹
中島第3	省略	藤井 良輝	省略	大桑 和秀
神 社	省略	川端 松五	省略	日置 憲隆
大 湊	省略	堀 毅	省略	南 裕之
浜郷第1	省略	出口 昌司	省略	鎌田 茂樹
浜郷第2	省略	高村 貞子	省略	濱口 新
浜郷第3	省略	西川 貴也	省略	酒徳 芳正
宮本第1	省略	中村 富美	省略	井村 明弘
宮本第2	省略	森田 一成	省略	山本 真史
豊浜第1	省略	大西 要一	省略	奥野 覚
豊浜第2	省略	辻 浩利	省略	荒木 一彦
北浜第1	省略	大野 安道	省略	小林 正幸
北浜第2	省略	濱口 昌大	省略	日置 和宏
北浜第3	省略	沖塚 孝久	省略	森 大輔
城田第1	省略	中上 雅弘	省略	角谷 晃
城田第2	省略	中村 功	省略	西井 清子
四郷第1	省略	田邊 隆美	省略	中内 悠介
四郷第2	省略	山川 哲史	省略	上田 淳一
四郷第3	省略	世古口 真弓	省略	豊田 典久
沼木第1	省略	鈴木 光代	省略	古布 理恵
沼木第2	省略	谷口 尚	省略	小林 進
沼木第3	省略	岡 康弘	省略	山口 徹
沼木第4	省略	古布 武	省略	谷口 久美

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
二見第1	省略	江崎 里美	省略	山本 佳典
二見第2	省略	大井戸 清人	省略	藪木 茂生
二見第3	省略	濱口 基久	省略	野中 孝彦
二見第4	省略	北岡 孝裕	省略	濱千代 雅章
小俣第1	省略	中西 正夫	省略	岡村 基司
小俣第2	省略	田中 正彦	省略	松田 和裕
小俣第3	省略	田端 幸孝	省略	中川 一雄
小俣第4	省略	中川 孝司	省略	八田 信
小俣第5	省略	椿 秀樹	省略	野中 久司
御菌第1	省略	中村 昌弘	省略	東浦 富美
御菌第2	省略	中居 渉	省略	前田 早苗
御菌第3	省略	松井 紀和	省略	林 歩
御菌第4	省略	堀畑 智男	省略	河村 賢次

伊勢市選挙管理委員会告示第 93 号

平成 26 年 12 月 14 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における伊勢市開票区
の開票の日時を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 12 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

日 時 平成 26 年 12 月 14 日（日） 午後 9 時 30 分

伊勢市選挙管理委員会告示第 94 号

平成 26 年 12 月 14 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される
最高裁判所裁判官の氏名及び最高裁判所の裁判官に任命された年月日の掲示場所は、
各投票所前と定めます。

平成 26 年 12 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

伊勢市選挙管理委員会告示第 95 号

平成 26 年 12 月 14 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票用紙等の
交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 12 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

交 付 場 所	伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所東庁舎 4 階 伊勢市選挙管理委員会室
---------	--

伊勢市上下水道事業告示第 33 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
384	たかはま工務店	志摩市阿児町鵜方 441 番地 185	平成 26 年 11 月 28 日

伊勢市上下水道事業告示第 34 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 26 年 12 月 12 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 26 年 12 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 27 年 1 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
浦口 2 丁目、浦口 3 丁目、常磐 3 丁目及び二俣 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 92 号

伊勢市障害者計画・第 4 期障害福祉計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市障害者計画・第 4 期障害福祉計画（案）を公表します。

なお、伊勢市障害者計画・第 4 期障害福祉計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する基準案

伊勢市障害者計画・第 4 期障害福祉計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部高齢・障がい福祉課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 中央保健センター
- (17) ハートプラザみその
- (18) 伊勢市立伊勢図書館
- (19) 伊勢市立小俣図書館
- (20) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (21) 伊勢市二見生涯学習センター
- (22) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 26 年 12 月 15 日（月）

至 平成 27 年 1 月 14 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に在する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案
に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市障害者計画・第4期障害福祉計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課 伊勢市役所東庁舎1階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 高齢・障がい福祉課

ファクシミリ 0596-20-8555

電子メール kousyo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成27年1月14日（水）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課 電話 0596-21-5575

伊勢市公告第 93 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 94 号

公 示 送 達

下記の者の平成 26 年度軽自動車税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 12 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 95 号

伊勢市子ども・子育て支援事業計画を策定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市子ども・子育て支援事業計画（案）を公表します。

なお、伊勢市子ども・子育て支援事業計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 12 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市子ども・子育て支援事業計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部こども課
- (2) 教育委員会事務局教育総務課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御園総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所

- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 26 年 12 月 15 日（月）

至 平成 27 年 1 月 14 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に在する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「伊勢市子ども・子育て支援事業計画(案)」

に対する意見として、伊勢市健康福祉部こども課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部こども課 伊勢市役所東庁舎 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 こども課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール kodomo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成27年1月14日(水)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部こども課 電話 0596-21-5561

伊勢市公告第 96 号

第 2 期伊勢市環境基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 期伊勢市環境基本計画（案）を公表します。

なお、第 2 期伊勢市環境基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 2 期伊勢市環境基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 環境生活部環境課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 26 年 12 月 10 日（水）

至 平成 27 年 1 月 9 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「第 2 期伊勢市環境基本計画（案）」に対する意見として伊勢市環境生活部環境課へ持参、郵送、ファクシミリ

又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部環境課 伊勢市役所東庁舎 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 環境課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kankyo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成27年1月9日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部環境課 電話 0596-21-5540

伊勢市公告第 97 号

伊勢市第 7 次老人福祉計画・第 6 期介護保険事業計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市第 7 次老人福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）を公表します。

なお、伊勢市第 7 次老人福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 12 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する基準案

伊勢市第 7 次老人福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部介護保険課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 中央保健センター
- (17) ハートプラザみその
- (18) 伊勢市立伊勢図書館
- (19) 伊勢市立小俣図書館
- (20) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (21) 伊勢市二見生涯学習センター
- (22) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 26 年 12 月 15 日（月）

至 平成 27 年 1 月 14 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案
に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部介護保険課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部介護保険課 伊勢市役所東庁舎 1階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 介護保険課

ファクシミリ 0596-20-8555

電子メール kaigo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成27年1月14日（水）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部介護保険課 電話 0596-21-5560

伊勢市公告第 98 号

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（仮称）等の骨子案を公表します。

なお、伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（仮称）等の骨子案について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 12 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する骨子案

- (1) 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（仮称）骨子案
- (2) 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（仮称）骨子案

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部介護保険課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御菌総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 26 年 12 月 15 日（月）

至 平成 27 年 1 月 14 日（水）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの
ア 市内に住所を有する者

- イ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に在する学校に在学する者
- オ 本市に対して納税義務を有する者
- カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（仮称）等の骨子案」に対する意見として、伊勢市健康福祉部介護保険課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部介護保険課 伊勢市役所東庁舎 1 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 介護保険課

ファクシミリ 0596-20-8555

電子メール kaigo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 27 年 1 月 14 日（水）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部介護保険課 電話 0596-21-5560

伊勢市公告第 99 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収税課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 26 年 12 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成 27 年 1 月 7 日 13 時 00 分から 平成 27 年 1 月 23 日 23 時 00 分まで
	入札期間	平成 27 年 1 月 30 日 13 時 00 分から 平成 27 年 2 月 6 日 13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定の日時	平成 27 年 2 月 13 日 13 時 30 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収税課	
買受代金の納付の 期 限	平成 27 年 2 月 13 日 14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,940,000 円	
公 売 保 証 金	200,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S26-2
公 売 財 産 の 表 示	(土地の表示) 所 在 伊勢市上野町字北雨淵 地 番 355 番 47 地 目 宅地 地 積 200.44 m ²
見 積 価 額	1,940,000 円
公 売 保 証 金	200,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については、隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は、平成 26 年 8 月 1 日現在、宅地として利用されている。 4 公売財産は北側で道路(幅員約 5 m・舗装)にほぼ等高に接面する。 5 隣接地の状態は、東側、西側は戸建住宅、南側は山林、原野である。 6 都市計画区域外 7 間口約 15m、奥行約 13mのほぼ長方形の雑種地である。 8 間口のうち、道路に接面する部分は北東側の約 6 mである。 9 画地のうち、南側から南西側にかけての約 4 割程度は崖地及び傾斜地となっており、道路との高低差は約 2.5mになる。 10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。

伊勢市上下水道事業公告第7号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成27年度賦課対象区域を定めたので公告します。

平成26年12月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成27年度賦課対象区域

1 いせ第2負担区

船江4丁目及び宮町1丁目の各一部

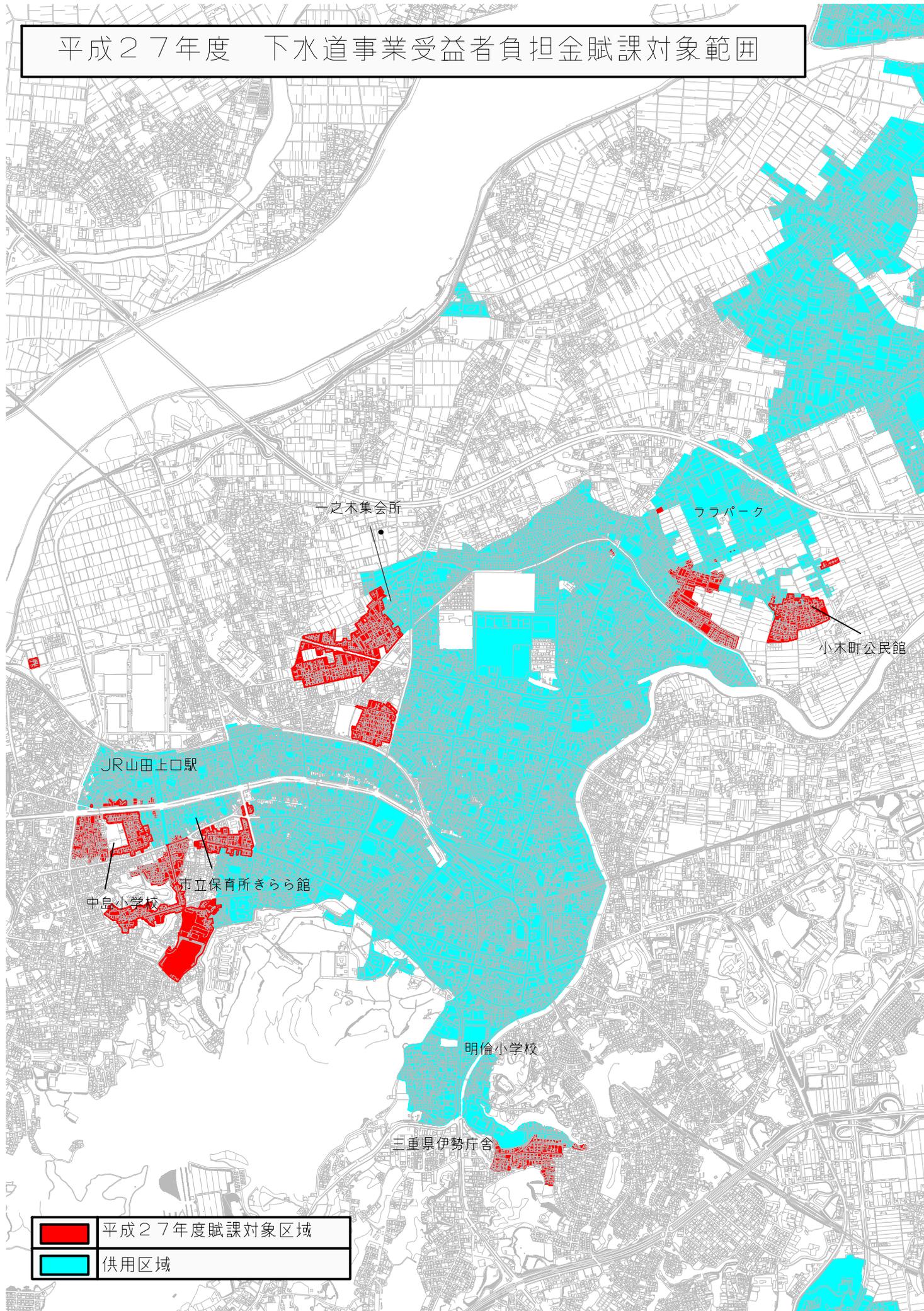
2 いせ第3負担区

船江2丁目、船江3丁目、大世古3丁目、大世古4丁目、一之木3丁目、一之木4丁目、宮町1丁目、常磐2丁目、常磐3丁目、浦口1丁目、浦口2丁目、浦口3丁目、二俣1丁目、辻久留1丁目、宮川2丁目、小木町、田尻町及び勢田町の各一部

3 いせ第4負担区

小木町及び勢田町の一部

平成27年度 下水道事業受益者負担金賦課対象範囲



	平成27年度賦課対象区域
	供用区域

伊勢市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 4 項の規定に
基づき、平成 26 年度の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、
次のとおり監査結果を公表します。

平成 26 年 12 月 2 日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	浦	野	卓久
伊勢市監査委員	吉	岡	勝裕

平成 26 年度

定期監査結果等報告書（前期）

伊勢市監査委員

目 次

定	期 監 査	1 頁
1	実施期間及び対象箇所	1 頁
2	定期監査の対象事務	1 頁
3	監査を実施した監査委員	1 頁
4	監 査 の 方 法	1 頁
5	監 査 の 主 眼	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	検 査 室	3 頁
	総 務 部	3 頁
	危 機 管 理 部	4 頁
	情 報 戦 略 局	4 頁
	環 境 生 活 部	5 頁
	健 康 福 祉 部	6 頁
	産 業 観 光 部	9 頁
	御 菌 総 合 支 所	1 1 頁
	会 計 課	1 1 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	1 1 頁
	議 会 事 務 局	1 2 頁
	監 査 委 員 事 務 局	1 2 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	1 2 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1 2 頁
7	む す び	1 3 頁
	随 時 監 査 (工 事 監 査)	1 4 頁

定期監査

1 実施期間及び対象箇所

(平成26年10月14日から平成26年11月7日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成26年10月14日	沼木支所 四郷支所 神社支所
平成26年10月15日	検査室 広報広聴課 企画調整課
平成26年10月20日	高齢・障がい福祉課 会計課
平成26年10月21日	情報調査室 財政課 秘書課 危機管理課 防災施設整備課
平成26年10月23日	総務課 職員課 管財契約課 課税課
平成26年10月24日	収税課 債権回収対策室 議会事務局 監査委員事務局
平成26年10月27日	市立伊勢総合病院
平成26年10月28日	市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 清掃課 選挙管理委員会事務局
平成26年10月29日	環境課 福祉総務課 こども課 介護保険課
平成26年10月30日	生活支援課 医療保険課
平成26年11月4日	商工労政課 産業支援課 観光企画課 観光事業課
平成26年11月5日	御菌地域振興課 御菌生活福祉課 農林水産課 農業委員会事務局
平成26年11月6日	保育所あけぼの園 保育所しらとり園 保育所ゆりかご園 浜郷保育所
平成26年11月7日	産業観光部現地視察 健康課

2 定期監査の対象事務

平成26年度(4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ)における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定期監査を実施した。
なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣(識見監査委員)
浦 野 卓 久(識見監査委員)
吉 岡 勝 裕(議選監査委員)

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

更に、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項については、その都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

(全般的共通事項)

(1) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたので、その場において改善するよう指示したところであるが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

(2) 公法上の債権及び私法上の債権にかかる滞納の発生は、財源の確保と市民の負担の公平性・公正性の確保の観点から懸念するところである。

厳しい経済情勢の中で従事する職員の労苦を理解するものであるが、歳入確保は財政上の喫緊な課題となっていることから、市全体の問題として、更に有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

(3) 補助金等事務補助団体の経理事務を規約等に基づき各所属で担当しているものについて、一部不適切な取り扱いが見受けられたので、適正な事務をされたい。

また、補助金交付については、補助金交付の適否(公益性、必要性、目的、効果)を検証するとともに実績報告の審査にあたっては、補助金等交付規則を遵守し、一層厳正に精査されたい。

(4) 時間外勤務については、職員の人件費削減に鋭意取り組まれているところであるが、時間外勤務が増えており、その実績がでていない。今後の業務見直し、仕事の配分等を考え、削減をされたい。

管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に負担がかかることのないよう事務分担の平準化をされたい。

(5) 文書事務については、簿冊登録をしていない、鉛筆書き、決裁印漏れ、発送(施行)日漏れ、訂正の押印漏れ、決裁区分、保存期間の間違いなどが散見された。更に、公文書にもかかわらず簡易決裁で処理されているものが散見された。

文書事務は、行政活動の基本的な手段であり、また、情報公開条例に基づく開示請求の対象にな

ることから、職員一人ひとりが、文書管理規程、公文例規程、事務決裁規程などを再度熟読し基本的な知識を身につけ、適正な事務をされたい。

(6) 研修会、会議等において、復命書や結果報告書の提出がないもの、資料の添付がないもの、鉛筆書きのメモがそのまま残されているものが散見された。体感して得た知識や調査対象者のニーズなどの記録は、新事業の創造や既存事業の見直しに貴重な資料として役立つものと思われるため、適正な事務処理をされたい。

(7) 領収書において、書損であるにもかかわらず書損処理をしていないものが見受けられた。領収書の取扱いについては、適正な公金の取扱いを担保する上で、厳格な管理取扱いが必要なことであり、また、不正防止及び事務の効率の観点から年度表示や連番管理をするなど適正な事務処理をされたい。

(各課・室に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 課税課 収税課 債権回収対策室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【職員課】

意見

(1) 定員管理計画の実施期間が終了し、職員数は目標数を上回り削減された。職員数減少による影響から時間外勤務時間数の増加、年次有給休暇の取得日数の減少等、職員一人ひとりに対する業務負担が大きくなっていると考えられるため、現状の業務量と定員数について検証を行い、効率的な業務を行うことができる対応を望むものである。

【管財契約課】

指摘事項

(1) 各部局における契約事務において、シルバー人材センターへの特命随意契約が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しているのは不適切である。これは平成16年11月10日付けの地方自治法施行令の改正に対応した規則の整備がなされていないことが原因と考えられるため、早急に規則を整備し適正な処理ができる体制を整えられたい。

意見

- (1) 高額な物品調達の場合は、常にリースか現金一括払いかどちらが有利な方法かを検討されたい。
- (2) 各部局における清掃や除草の契約において、時間単価で契約しているものが見受けられるため、業務の履行を担保とした契約に改めるよう指導徹底を望むものである。

【収税課】

指摘事項

- (1) 課長の復命書が課長決裁として処理されているものが見受けられるため、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 滞納整理のための県外出張の復命書が作成されていないため、職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 市税収納状況については、滞納処分の強化、三重県個人住民税特別滞納整理班への職員派遣等により、収納率が昨年度同月比1.0ポイントの増加となった。職員一同が収入未済額の縮減に努められたことを評価するものである。今後とも債権回収対策室等と連携を密にし、滞納処分の強化を図り、職員の専門的知識の向上に努められ、滞納者の実状を把握した上で、効果的な滞納整理策を積極的に進められたい。また、現行のコンビニ収納や口座振替の利用促進に向けての広報等を行い更なる周知に努めるとともに、クレジット納付等の新たな収納方法の研究を行い、自主納付・納期内納付の推進に努められたい。

危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

情報戦略局

秘書課 情報調査室 企画調整課 財政課 広報広聴課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【秘書課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務については、25年度末に臨時職員が退職し、嘱託職員の雇用が5月となったことから、接客の多い時期であり、市長・副市長の日程調整を含め、通常勤務時間内に事務作業を処理で

きなかったこと、行啓のため関係機関との調整や準備などにより、昨年度同時期と比較すると2.3倍となっている。今後の業務見直し、仕事の配分等を考え、時間外勤務を削減されたい。

管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に負担がかかることのないよう事務分担を平準化されたい。

【企画調整課】

指摘事項

- (1) 供覧案件をすべて簡易決裁で処理されている簿冊が見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 領収書の書損処理が多く見受けられた。領収書の取扱いについては、適正な公金の取扱いを担保する上で、厳格な管理取扱いが必要なことであり、また、不正防止及び事務の効率化の観点から年度表示や連番管理をするなど適正な事務処理をされたい。

【広報広聴課】

意見

- (1) ふれあい出前トークについては広報いせやホームページでの紹介などで周知を図っているが、平成24年度が2回、平成25年度が4回、当年度も9月までで3回と実施回数が少ないと思われる。本事業は、直接市民へ市の施策や事業を紹介できる有効な機会であるため、事業の更なる周知に努め利用促進を図られたい。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、現金の長期保管や立替払いなど不適切な処理が見受けられた。盗難の危惧もあり、公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。
- (2) 時間外勤務については、地域づくり団体全国研修交流会分科会開催、伊勢まつりの新たな業務として警備・消防計画の作成、また、地区みらい会議の説明会等が重なり、昨年度同時期と比較すると1.8倍となっている。今後の業務の見直し、仕事の配分等を考え、時間外勤務を削減されたい。
管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に負担がかかることのないよう事務分担を平準化されたい。

【戸籍住民課（各支所を含む）】

指摘事項

- (1) 支所の文書管理等において、誰が決裁権者か分からない起案文書、起案文書が違う簿冊に綴じられているもの、領収書の書損処理が適正でないもの、納付書の管理方法に不備があるものが見受け

られたため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 来年1月から戸籍住民関係窓口業務等を民間業者に委託するが、個人情報の保護については業者と保護策を十分に協議し、情報漏えいに対する細心の注意を払い、業務に遺漏のないように取り組まれることを強く望むものである。また、業務委託による効果が充分発揮されることを期待するものである。

【人権政策課】

指摘事項

- (1) 人権啓発活動推進事業の文書において、收受印や施行日漏れ、決裁、供覧案件を簡易決裁で処理しているものが見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

【環境課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、立替払いの領収書の宛名に立替者の名前が記載されず、団体名が記載されている。立替払いの事実確認ができない不適切な支出とも思われることから、立替払いの領収書にはその事実が確認できるように適切な事務処理をされたい。

意見

- (1) 市営墓地管理手数料滞納繰越分の回収については、催告書の送付や訪問徴収など努力されているところであるが、滞納額の解消に向けての意識が職員間の共通意識とされ、より一層の効果的な滞納整理業務に取り組まれるよう望むものである。
- (2) 市営墓地については、業務の合理化や経済性を考慮に入れ、民間に管理業務を委託するなど管理方法を検討されることを望むものである。

【清掃課】

意見

- (1) 収集車の走行速度が時々速いのを見かけるが、交通事故の原因に直結するため、再度、公用車の安全運転の励行に努めるよう職員に注意喚起されたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 生活支援課 福祉総務課 こども課 高齢・障がい福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

意見

- (1) 介護予防係は8名の職員配置で、現在3名の職員が育児休暇中である。係の仕事の分担を見直して対応しているが、特定の職員に業務が偏ることのないよう業務分担の平準化に努められたい。
- (2) 来年4月からまちづくり協議会が全市域において立ち上がり、今まで以上に大規模な祭事や避難訓練の開催等が想定されることから、事故防止の観点から、AEDの無料貸出しができることの更なる周知をされたい。

【医療保険課】

指摘事項

- (1) 起案文書が違う簿冊に綴じられているもの、字句等の訂正を修正液で行っているものなど不適正な事務処理が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理については、債権回収対策室のほか同課題を抱える部署と連携を図り、徴収一元化に取り組むなど業務改善に努められているが、更に効果的な回収策を職員間の共通認識として研究し、回収率の向上に努力を願うものである。

【介護保険課】

指摘事項

- (1) 認定調査委員現任者研修会に参加した嘱託員の復命書が作成されていないものがあるため、職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 介護用品支給事業において、利用券交付の可否を決定する決裁がなく、また交付決定通知及び不交付決定通知の宛名は対象者を記載し、署名者は市長とすべき案件であるため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 介護保険料の滞納整理については、債権回収対策室のほか同課題を抱える部署と連携を図り、徴収一元化に取り組むなど業務改善に努められているが、更に効果的な回収策を職員間の共通認識として研究し、回収率の向上に努力を願うものである。
- (2) 職員数が増員されているにもかかわらず、時間外勤務が増加しており、その成果がでていない。今後の業務の見直し、仕事の配分等を考え、時間外勤務の削減に努められたい。

【生活支援課】

指摘事項

- (1) 領収書において、未記載であるにもかかわらず書損となっているものが多数見受けられた。領収書の取扱いについては、適正な公金の取扱いを担保する上で、厳格な管理取扱いが必要なことであり、また、不正防止及び事務の効率の観点から年度表示や連番管理をするなど適正な事務処理をされたい。

- (2) 長期間使用していない葉書が 90 枚ある。予算の効率的な執行をされたい。
- (3) 経理状況報告書に、提出先が明記されていないものや根拠となる通知等が確認できなかったものが散見されたため、適正な事務処理をされたい。
- (4) 査察指導簿において、字句の訂正を修正液で行っているものや、復命書において、復命書のカガミが添付されていないもの、不適切な内容が記載されているものが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 高齢化や雇用情勢の悪化等により、全国的に生活保護受給世帯が増加傾向にあると言われている。しかし、本市においては当年度は増加していない現状である。生活保護受給者の自立・就労支援について関係機関とも連携を図りながら就労指導等を積極的に推進されることを望むものである。

【福祉総務課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、伝票と現金出納簿及び通帳との不一致、費用弁償の算出根拠が不明確なもの、団体名と口座名義が相違しているものなど不適切な処理が数多く見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。

【こども課（各保育所を含む）】

指摘事項

- (1) 給食材料の契約単価において、同材料で同業者であっても単価が異なっている事案が見受けられた。価格の妥当性について検討されたい。
- (2) 保育所の主食費において、通帳の出金日と領収日に相違があるものや、口座が開設されないまま所内での長期間にわたる現金の保管が見受けられた。盗難の危惧もあるため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 保育料の収入未済額については、滞納理由を十分精査し、きめ細やかに対応するとともに悪質な滞納者に対しては厳しい姿勢で対応し、未収金の削減に努力されたい。

【高齢・障がい福祉課】

指摘事項

- (1) 部長決裁である起案が課長決裁として処理されているものが見受けられた。事務決裁規程を遵守されたい。

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

指摘事項

- (1) 労働福祉会館の受付事務等の委託において、仕様書に毎月末ごとに委託料の請求ができることあるが、実際には毎月 25 日締めになっている。仕様書との整合を図られたい。
- (2) 伊勢志摩総合卸売市場経営安定資金貸付について、本来あるべき事務処理手続きがなされていない点が見受けられたため、今後は留意されたい。
- (3) サンライフの指定管理において、基本協定書に定める四半期報告が指定管理者から提出されておらず、毎月の報告書も供覧するなどの文書処理がされていないため、指定管理者の適正な管理をされたい。

意見

- (1) 伊勢商工会議所、小俣商工会の各種補助金、商店街活性化に係る各種補助金について、常に費用対効果について検証されたい。

【産業支援課】

意見

- (1) 各種のセミナー、技術講習会、講座等を開催しているが、参加数の少ないセミナー等については、各層の産業人に魅力のあるテーマや講座を設けるなど工夫に努め、参加者が少ない講座等については、閉講することも検討するよう望むものである。

【農林水産課】

指摘事項

- (1) 農業体験実施に伴うバス借上げにおいて、一括発注が可能であるにもかかわらず、10 万円未満に分割して発注している。経費の抑制、価格の妥当性、公正性、事務の効率化を念頭において、契約規則及び平成 25 年 5 月 28 日付け管財契約課長通知の「平成 25 年度入札・契約制度の改定及び随意契約の取扱いについて（通知）」に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 事務補助団体の経理において、収入の伝票がないもの、立替払いの中に事実確認ができない支出が認められた。立替払いの領収書にはその事実が確認できるように明示されたい。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。
- (3) 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（「民話の駅 蘇民」）（「しょうぶ園」）の指定管理において、基本協定書に定める四半期報告が指定管理者から提出されていないものがあるため、

指定管理者の適正な管理をされたい。

また、しょうぶ園は、見頃となる季節に入園が集中するが、維持経費も考慮すると存続の是非について検討される施設とも思われるため、入場者数の調査をされたい。

【観光企画課】

指摘事項

(1) 事務補助団体において、伝票の決裁者が不適切なものや、パンフレット作成の起案において特命理由が未記載となっており、検収調書が添付されていないもの、会議の結果報告が作成されていないものなどが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

意見

(1) 平成26年度末に策定した「伊勢市観光振興基本計画」の中で、目標年次の平成29年の神宮参拝客を800万人としている。また、これまでの伊勢市の観光を計る指標としては、神宮参拝数のみであったが、計画では、「伊勢・二見宿泊者数」、「観光消費額」などの4つの新しい指標を加え、量、質、持続可能性の観点から総合的評価できるように試みがされている。6つの基本方針と5つの評価指標を軸として、各関係団体と緊密な連携を図り、計画が達成されることを望むものである。

(2) 市内観光周遊バス「参宮コース」のスカイラインルートについては、乗車数が少ないように思われるため、本年度の乗客の推移を見て、費用対効果について検証をされ、運行存続の是非について検討を願いたい。

【観光事業課】

指摘事項

(1) 事務補助団体の事務処理において、伝票、現金出納帳及び通帳の不一致、立替払いなど不適切な支出が見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。また、通帳残高と諸帳簿等の照合検査を担当者以外の職員が定期的実施するなど適正な事務処理をされたい。

(2) 前渡資金が長期間精算されていないものが見受けられたため、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい

意見

(1) 観光企画課策定の「伊勢市観光振興基本計画」の達成に向けて、観光企画課との連携を今以上に緊密に行い、スポーツ観光の推進や観光客の受入体制の拡充等に努められるよう望むものである。

(2) 負担金についてはその目的ごとに精査し、余剰金があれば戻入されたい。

御 菌 総 合 支 所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。
また、意見については特に認められなかった。

【地域振興課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の事務処理において、会議の結果報告がされていないもの、簿冊に起案と資料が整理されずに綴じられているものが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。
- (2) 防犯灯事業補助金交付の事務処理において、交付申請を供覧してから交付決定を行っており、また、事業報告書を供覧してから交付確定の決裁を行っている。事務の迅速化、省力化を図るためにもそれぞれの供覧は省略されたい。

会 計 課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 先進地視察や研修会等で体感して得た知識や患者ニーズの動向などの記録は、新病院建設事業や既存事業の見直しに貴重な資料として役立つものと思われるが、復命書が作成されていないものが散見され、資料の添付がないもの、出張者の印漏れなども見受けられた。病院企業職員就業規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 契約の決裁において、決裁日及び施行日が契約締結日以降の日付になっているものや、履行確認日以降の日付になっているものが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 診療費の未収金については、クレジットカードでの料金決裁、支払督促を申し立てるなど未収金発生防止及び回収に努力されているところであるが、なお一層の回収に取り組まれるよう望むものである。
- (2) 医師の確保については、医師奨学金制度及び奨学基金を創設し、病院長自らがトップセールスに努めるなど鋭意努力をされていることは評価するところである。

また、看護師の確保においては、新たに三重県立看護大学特別選抜試験推薦入学制度を利用するなど努力が視われる。

医師・看護師の確保は、地方病院における全国的な問題であるが、さらに病院職員一丸となって

確保対策に努力されることを望むものである。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

監 査 委 員 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及びびについては、次に述べるとおりである。
また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 県外出張等の復命書が作成されていないものが見受けられたため、職務服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。

農 業 委 員 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。
また、意見については、特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 各種申請書への収受印漏れや、決裁案件を簡易決裁で処理しているものが見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 前渡資金が長時間精算されていないものが見受けられたため、会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。
また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 農業委員会委員選挙の簿冊において、決裁案件を簡易決裁で処理しているものが見受けられた

ため、文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

7 むすび

本年度の定期監査においては、日常の事務執行に必要な基本的な知識の欠如又は単純なミスにより誤った事務処理を行っていた事例や、担当部署での内部チェックが不十分な事例等が見られた。

職員一人ひとりが根拠法令等を十分に理解し、それぞれが精度の高いチェックを行うことが様々なミスの発生を防ぎ、ひいては経済的な効率化にも繋がるものとする。

また、市政においては公平性・透明性に留意し、常にコスト意識を持って最少の経費で最大の効果を上げるかを意識しながら、市民の立場に立って日々の事務事業を行っていくことが求められる。

なお、本年6月に職員による市税の公金横領が発覚し、市民に計り知れない不信感を抱かせたことから、担当課に訪問徴収の業務手続の説明を求め検証したところである。その後、関係各課においても再発防止に向けてマニュアルを整備し、その対策が取られている。

市政への信頼回復に向け、身を引き締めて適正な執務・予算執行にあたるよう望むものである。

最後に各所属長におかれては、再度、組織の内部統制について検討し、事務処理の同じ誤りを未然に防止し、適正な執行をする組織づくりに努め、日常業務が正しく遂行されるよう強く望むものである。

随時監査（工事監査）

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 26 年 10 月 22 日	勢田配水池増設工事	上水道課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣（識見監査委員）
浦 野 卓 久（識見監査委員）
吉 岡 勝 裕（議選監査委員）

4 監査の方法

平成 26 年度に係る工事のうち、大規模かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 6 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

意見

(1) 特記仕様書の記載内容が標準的で一般的な記述となっているため、施工業者との綿密な事前協議

や監督員の指示により設計意図を確認しながらの施工が必要となっている。今後、発注する工事の特記仕様書については、当該工事を施工する上で特に配慮すべき事項に絞って抽象的な表現は避け、より具体的な記述とされることが望ましい。

- (2) 設計内訳書については「上段－変更前」、「下段－変更後」と記述されているが変更がない場合には上段記述が省略されている。今後、第三者が閲覧する場合も想定して誤解を受けないように記載方法に配慮されたい。また、一部単価表の摘要欄に誤表記が見られる。これらはいずれも、軽微なミスであるが照査の場合などにも分かりやすい設計図書の作成に努められたい。
- (3) 配水池屋根部の雨水排水処理については4ヶ所のピラスタ一部付近からの排水であるが、雨水帯水なく適切に排水処理されていることを念のため確認されたい。
- (4) 今後工期末に向けて流入管路の敷設や緊急遮断弁室関連工事などの工程が混み合ってくるため、諸工事の日々の確認事務と併せて書類の整理事務も同時に行うことで抜け落ちのないように留意されたい。
- (5) 異常気象などによる予測し難い事態も想定されるので、常に施工箇所の整理整頓に努められたい。
- (6) 施工場所は、住宅地の生活道路の最奥部である。残る工期についてもこれまで同様に細心の注意を払い交通誘導員を適切に配置して地域の交通安全に配慮されたい。
- (7) 隣接地権者との境界立会のための工期延期や、仮設舗装工の追加のための設計変更を行っている。設計時点での現場調査では予測し難い面はあるが、今後工事発注される際は事前の現地調査を十分に行い可能な限り設計に反映されたい。
- (8) 設計図面については設計内容から見てもかなりのページ数が見込まれる。電話による確認協議の際などのミス防止の観点からも目次を作成し勘違いミスの防止を図られたい。また今回の図面については若干の記述誤りや記載漏れが見られた。安全で正確かつ手戻りのない施工を実施する上では設計図面の正確性が重要となる。今後の発注にあたっては設計図面のより慎重な照査をお願いしたい。

6 工事技術調査結果報告書の概要

(1) 工事概要

ア 工事場所 伊勢市勢田町地内

イ 工事概要

配水池工

土工 N=1式

場内撤去工 N=1式

配水池築造工

PCタンク 3,000 m³ 内径Φ18.0m N=1基

床版工：コンクリート 30-12-25N V=178 m³

側壁工：コンクリート 36-12-25N V=180 m³

36-12-25N (膨張材入) V=41 m³

屋根歩廊工：コンクリート 24-12-25N V=80 m³

防水塗装工：内面防食塗装 (JWWA K143 適合、ポリウレア樹脂吹付)

A=1,006 m²

屋根防水塗装（環境対応型、超速硬化ウレタン塗膜防水）

A=391 m²

付帯設備工：螺旋階段設置（Φ1800、SUS304製、H=15.75m）

N=1基

内部梯子設置（H=10.5m、直梯子、防護柵・踊場付、
ポリエチレン粉体塗装）

N=1基

緊急遮断弁室工

緊急遮断弁 FCD350mm、機械式流量感知 ウェイト式 N=1基

弁室 内空断面W=2,000mm×L=6,500mm×H=2,300 N=1箇所

場内及び道路内配管工

ウ 工事請負業者 山野・西山・野村特定建設工事共同企業体

エ 工事費

設計金額 308,430,150円（税込）（変更金額 330,244,560円）

契約金額 289,800,000円（税込）（変更金額 310,295,880円）

落札率 94.0%（対設計金額）

オ 契約日

平成25年12月13日

カ 工事期間

平成25年12月13日～平成27年2月13日

キ 工事進捗状況（平成26年10月22日現在）

計画出来高 71.8% 実施出来高 70.3%

（2）書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。

ア 着手前における所見

（ア）調査・計画に関する書類について

伊勢市水道事業基本計画に基づいて、伊勢市の将来計画給水量64,000 m³（25年度決算時点給水量は53,000 m³）を確保するとともに、平成30年度までには配水池耐震化率を87.0%とする目標となっている。

その為、伊勢市域内への安定給水及び災害応急給水拠点整備を図る目的で既設配水池（勢田、宮川、楠部、二俣、桜木、二見など）について老朽化した配水池を順次更新（場合によっては廃止）している。本工事は、その中の勢田配水池にある鋼板製配水池（昭和55年製）の老朽化対策や耐震性の不足を解消するためPC製タンク（3,000 m³）を既設鋼板製タンクに隣接して増設するものである。なお、この工事完成後老朽化した鋼板製配水池は撤去して建て替える予定となっている。また、勢田配水池に給水タンクが二基整備（3,000 m³×2）されたのちは、昭和30年代に整備された小規模な桜木配水池（1,000 m³）は効率的な維持管理の観点から廃止する予定となっている。

一方、伊勢市の人口動向について見ると平成 25 年度に比して平成 35 年度推計では 0.96 と漸減傾向にあるものの、市街地を対象とする勢田配水池の給水人口は横ばいで推移すると予測されており勢田配水池の更新計画は妥当であると判断できる。

(イ) 設計に関する書類について

① 設計内容について

当配水池の形状については水密性、耐久・耐震性、施工性、他の配水池との形状統一による維持管理効率の向上、景観性、施工実績、経済性などの観点から総合的に優れる円形 PC 配水池としている。

また、整備にあたっては従来工法、エアドーム工法、アルミドーム工法についての工法比較を行いエアドーム工法を採用したものである。この工法により内部支保工設置などの手間が省け、施工期間の短縮など経済設計となっている。

設計にあたっては、水道施設設計指針（日本水道協会：H25 版）、水道用プレストレストコンクリート設計施工指針・解説（日本水道協会：H10 版）などの基準、指針等を参考にしており、特に問題となる点は見受けられない。

② 仕様について

工事は特記仕様書により詳細に規定されているが、その特記内容は標準的で一般的な記述となっている。そのため、本工事施工に関しては工事監督員と施工業者の綿密な事前協議や監督員の指示に基づき設計意図を確認しながら施工されており、その内容は工事打合せ簿に記載されている。

今後伊勢市において新規工事発注する際の特記仕様書記載事項については、当該工事を施工する上での特に配慮すべき事項に絞って抽象的な表現は避けてより具体的な記述とされることが望ましい。

③ 景観面の配慮

円形タンクの外側は、コンクリート打放し仕上げとなっているがコンクリートの充填も十分に行われており綺麗に仕上がっていることを確認した。

(ウ) 積算に関する書類について

数量算出は積算基準（三重県県土整備部：H25.8）に準拠して積算しており、単価についても設計単価表（三重県：H25.7.1）、建設物価や積算資料など刊行物単価を使用、単価のないものについては 3 社見積もりを徴収し平均単価を採用するなど適切に行われている。

また、PCタンクの設計積算にあたっては、プレストレストコンクリート円形構造物標準積算要領（（社）プレストレスト・コンクリート建設業協会）やエアドーム工法標準積算要領（エアドーム工法協会）等を参照する等適切に行われている。

設計内訳書については「上段－変更前」、「下段－変更後」と記述されているが変更がない場合には上段記述が省略されている。今後、第三者が閲覧する場合も想定して誤解を受けないように記載方法に配慮されたい。また、一部単価表の摘要欄に誤表記が見られる。これらはいずれも、軽微なミスであるが照査の場合などにも分かりやすい設計図書の作成に努められたい。

(エ) 契約に関する書類について

入札資格要件（JV代表社は市内本店業者、経営審査点数 950 点以上など）については、契約審査委員会に諮って決定している。入札はこれにより、要件付一般競争入札として 6 JV が参加して行われた。1 JV は超過失格となったが、残る 5 JV の中で最も低値の「山野・西山・野村特定建設工事共同企業体」が受注した。

また、本工事は試行案件として予定価格事後公表で入札が行われたものであり、落札率は94.0%であった。

入札手続きとしては、平成25年11月11日に公告、入札期限は平成25年12月9日（紙入札）、平成25年12月10日に開札されており、市の規定に基づいたもので適切に処理されていることを確認した。

また、工事請負契約書、工事履行保障関係書類、現場代理人届けなどの必要書類も整っており問題となる事項は見当たらなかった。

イ 工事着工後における所見

(ア) 施工管理に関する書類について

この工事の施工計画書は平成26年1月8日に受理したのち、第一回変更、第二回変更、第三回変更と変更の都度適切に受理できている。

また、配水池築造詳細施工計画書、防水塗装工詳細施工計画書なども施工前に必要の都度受理しており適切に処理されている。

このように施工手順や施工方法、品質管理や出来形管理、安全管理や環境管理などの面でも特に問題となる点は見受けられなかった。

今回監査にあたっては、履行確認ができない工種（基礎部コンクリート置換え、鉄筋の配筋、エアドーム工法、防水防食工など）についても写真による確認点検を行ったが、適切に実施されていることを写真で確認した。またそれらの工事写真も適切に整理保管管理がなされており特に問題となる点はなかった。

(イ) 試験・検査等に関する書類について

下地調整工、内面防水工、屋根防水塗装工などについても塗布状況の写真記録が整理されており、使用数量に関しても空缶確認が適切になされていることを確認した。

また、PC鋼棒やPC鋼より線、鉄筋、生コンの品質などについても使用材料調書で確認したが品質などについて特に問題となる点は見当たらず適切に処置されていることを確認した。

配水池屋根部の雨水排水処理については四ヶ所のピラスター部付近からの排水であるが、雨水帯水なく適切に排水処理されていることを念のため確認されたい。

(ウ) 工事監督に関する書類について

週間工程表、月間工程表により工事工程確認を行うなど適切に管理されていることを確認した。

今後工期末に向けて流入管路の敷設や緊急遮断弁室関連工事などの工程が混み合ってくるので、諸工事の日々の確認事務と併せて書類の整理事務も同時に行うことで抜け落ちのないように留意されたい。

(3) 現場施工状況調査における所見

調査時点（平成26年10月22日現在）における出来高は70%となっており、2月末工期に向けて順調に進捗していることが確認できた。

ア 現場施工状況について

調査時点では配水タンクは概成しており、タンク周辺の排水側溝の整備や緊急遮断弁室の鉄筋組が行われているところである。排水側溝の施工場所は用地の外側の狭い部分での施工、遮断弁室はGL-3mほどの地中での施工と制約条件が多くあるが、現場は適切に整理整頓されており特に問題点はなかった。

これからも、異常気象などによる予測し難い事態も想定されるので、常に施工箇所の整理整頓に努められたい。

施工現場近辺の一般公衆の見やすい場所への掲示が必要な「建設業許可票、労災保険成立表、建退共事業標識、施工体系図、緊急連絡体制図」などは適切に掲示されていることを確認した。

イ 安全管理状況等について

施工場所は、住宅地の生活道路の最奥部である。残る工期についてもこれまで同様に細心の注意を払い交通誘導員を適切に配置して地域の交通安全に配慮をされたい。

ウ 設計変更について

工事発注後、隣接地権者との境界立会が必要となったが地権者との日程調整に予定外の日数を要したため工事着手が大きく遅れることとなり工期延期を行うこととなった。また、現場精査の結果重車両の走行ルートをより安全な線形に改良するとともにこれに合わせて仮設舗装工を追加することとして設計変更を行うものである。設計時点での現場調査では予測し難い面はあるが、今後工事発注される際は事前の現地調査を十分に行い可能な限り設計に反映されたい。

(4) その他の所見

設計図面については設計内容から見てもかなりのページ数が見込まれる。電話による確認協議の際などのミス防止の観点からも目次を作成し勘違いミスの防止を図られたい。また今回の図面については若干の記述誤りや記載漏れが見られた。安全で正確かつ手戻りのない施工を実施する上では設計図面の正確性が重要となる。今後の発注にあたっては設計図面のより慎重な照査をお願いしたい。